平成30年度　公文書開示状況（4月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.3.30	H30.4.9	「東京都台東都税事務所外１所（２９）照明設備改修工事（その２）」内訳設計書一式	18	1															主税局総務部経理課
2	H30.2.14	H30.4.13	○○（登録番号）の自動車の平成26、27、28年度の納付書の送付先（○○以外への送付先）						1			1			1				本件開示請求（以下「本件請求」という。）は、特定の法人の特定の自動車に係る、特定年度の自動車税について、当該法人以外の送付先情報を求めるものである。本件請求に係る対象公文書の存否を明らかにすることにより、以下の（１）及び（２）の非開示情報を明らかにすることとなるため、条例第10条に基づき、存否を明らかにしないで非開示とする。 （１）本件請求に対する存否を明らかにすることで、当該法人の自動車税について、当該法人以外を納付書送付先に設定しているか否かという、租税の納付に係る情報を公にすることとなる。一般に、当該情報は公になっていない法人の内部管理情報であり、条例第７条第３号に該当する。 （２）本件請求に対する存否を明らかにすることで、当該法人の自動車税について、当該法人以外を納付書送付先に設定しているか否かという、租税の納付に係る情報を公にすることとなる。賦課徴収事務の中で収集した当該情報は、通常関係者と実施機関しか知りえない情報であり、公にすることで納税者との信頼関係が損なわれ、今後の税務行政運営に支障をきたすおそれがあるため条例第７条第６号に該当する。	主税局中央都税事務所徴収課
3	H30.4.4	H30.4.16	板橋区内にかかる「平成29年度税額階層別納税義務者一覧表」	4	1															主税局板橋都税事務所固定資産税課
4	H30.4.17	H30.4.24	固定資産税の路線価に係る標準宅地15-118、13-065の不動産鑑定書評価書の請求	8		1					1	1	1		1				（１）不動産鑑定士の印影 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。（第7条第４号） （２）鑑定評価額の決定の理由の要旨（その１）の「（５）地籍及び「（６）取引時点」の各記載事項 ・公にすることで、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。（第7条第2号） ・公にすることで、当該法人等の事務運営上の地位が損なわれると認められるため（第7条第3号） ・公にすることで、具体的な地点が特定され、所有者に不利益が生じるおそれがある。これによって、都民の税務行政に対する信頼を損ない事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号）	主税局目黒都税事務所固定資産税課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。